

運営規程

社会福祉法人 博愛会 / 放課後等デイサービス・児童発達支援

すまいるステーション ときぞう

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人博愛会の設置、経営する「すまいるステーション ときぞう」(以下「事業所」という。)が行う放課後等デイサービス、児童発達支援(以下「事業」という。)の適正な運営を確保し、利用者及びその家族(以下「利用者等」という。)に対し、適切な放課後等デイサービス、児童発達支援を提供するため、必要な事項を定めます。

(運営方針)

第2条 事業所は、利用者の生活能力の向上と、利用者が社会と円滑に交流できるようにするため、その家族の意向、利用者の適性、障がいの特性等に配慮した個別支援計画を作成し、適切かつ効果的な指導、訓練を行います。

2 事業の実施にあたっては、当法人が運営する他の事業所の利用者と積極的に交流し、円滑に社会参加できるような環境を整備します。

3 行政及び福祉サービス提供事業者等の関係機関と密接な連携を図るとともに、関係法令等を遵守し、重層的にサービスを提供します。

4 前3項のほか、法及び「鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定放課後等デイサービス、指定児童発達支援を提供します。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地

ア 名称 すまいるステーション ときぞう

イ 所在地 米子市一部555

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者(以下「従業者」という。)の職種、員数及び職務内容

ア 管理者 1人(常勤職員)

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮、命令を行います。

イ 児童発達支援管理責任者 1人(常勤職員)

児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成のほか、常に利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境等を十分に把握し、利用者及びその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の支援を行います。また、従業者に対する技術、指導等の管理等を行います。

ウ 児童指導員、保育士又は障がい福祉サービス経験者 8人

個別支援計画に基づき、利用者及び家族に対して、適切に指導等を行います。

(営業日、営業時間及び提供時間)

第5条 営業日、営業時間及び提供時間は、下記のとおりです。

(1) クラス1

ア 放課後等デイサービス

(ア) 営業日は、月曜日から土曜日までです。ただし、国民の祝日及び8月13日から15日並びに12月30日から翌年1月3日までの間は、休業します。

(イ) 営業時間は、午前9時から午後6時です。

(ウ) サービスの提供時間は、午後2時00分から午後5時30分です。

(エ) 学校休業日のサービスの提供時間は、午前9時分から午後5時です。

なお、利用時間の延長については、随時、相談を受付けます。

(2) クラス2

ア 放課後等デイサービス

(ア) 営業日は、月曜日から金曜日までです。ただし、国民の祝日及び8月13日から15日並びに12月30日から翌年1月3日までの間は、休業します。

(イ) 営業時間は、午前9時から午後6時です。

(ウ) サービスの提供時間は、午後2時00分から午後5時30分です。

(エ) 学校休業日のサービスの提供時間は、午前9時分から午後5時です。

なお、利用時間の延長については、随時、相談を受付けます。

イ 児童発達支援

(ア) 営業日は、月曜日から金曜日までです。ただし、国民の祝日及び8月13日から15日並びに12月30日から翌年1月3日までの間は、休業します。

(イ) 営業時間は、午前9時から午後6時です。

(ウ) サービスの提供時間は、午前11時から午後5時30分です。

なお、利用時間の延長については、随時、相談を受付けます。

(利用定員)

第6条 利用定員は、各クラス10人です。

(主たる対象とする利用者)

第7条 事業の主たる対象とする利用者は、特定しません。

(サービスの内容)

第8条 事業所で行うサービスの内容は、下記のとおりです。

ア 日常生活訓練

療育目標を設定した個別プログラムに沿った個別指導を行います。

イ 社会適応訓練

療育目標を設定した個別プログラムに沿った集団療育を行います。

ウ 文化的活動

エ 送迎サービス

障がいの特性、地理的条件等により送迎を必要とする利用者には、送迎を行います。

オ その他必要な介助、健康状態の確認、おやつを提供、レクリエーション

カ 相談、助言

利用者及びその家族の日常生活における養護等に関する相談、助言を行います。

キ 関係機関との連携

保健、医療、教育を含めた支援システムを構築するため、関係機関と連携します。

(家族から受領する利用料金)

第9条 利用料金は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、関係市町村が定める額とします。

2 前項に掲げるもののほか、そのサービスの提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者の家族に負担させることが適当と認められる費用

3 事業所は、前二項の利用料の支払いを受けた場合は、領収証を交付します。

4 第二項の費用に係るサービスの提供に当たっては、その家族に対して事前にその内容及び料金を文書で説明し、支払に同意する旨の文書に署名、捺印をいただきます。

(実施地域)

第10条 通常の実施地域は、米子市とします。

なお、上記以外の地域については別途、相談を受付けます。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 サービスの利用にあたってその家族は、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の障がい児やその家族に迷惑を及ぼすような言動をしてはなりません。

(緊急時等における対応方法)

第12条 サービスを提供しているときに利用者の身体又は精神の状態が急変したり、その他緊急事態が生じたりした場合は、速やかに家族及び医療機関に連絡するとともに、その状況に応じて医療機関に救急搬送するなど必要な措置を講じます。

(非常災害対策)

第13条 サービスの提供中に天災及びその他の災害が発生した場合、利用者の避難等適切な措

置を講じます。

- 2 非常災害に関する具体的な計画を立て、利用者及びその家族、従業者への周知徹底を図るとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を随時、確認し、災害時には、適切に避難等を行います。
- 3 非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的に行います。

（契約時の文書の交付）

第14条 サービスの提供にあたり、利用者及びその家族に対しては、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を記した文書を交付のうえ説明します。

- 2 契約締結に際しては、提供するサービスの内容、苦情受付窓口等を記載した重要事項説明書を交付します。

（サービス提供の記録）

第15条 サービスを提供したときは、その提供日、内容、実績日数、利用料その他必要な事項を記録し、その完結の日から5年間保存します。

（勤務体制の確保等）

第16条 従業者の勤務の体制を定めるとともに、従業者の資質の向上を図るための研修を下記のとおり行います。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 継続研修 毎年1回

（衛生管理）

第17条 事業所は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行います。

- 2 事業者は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染者及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施します。

（重要事項の掲示）

第18条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制その他重要事項を掲示します。

(秘密保持)

第19条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしません。

2 事業者は、従業者でなくなった後においても、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約時に誓約させます。

(苦情解決)

第20条 サービスの提供に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講じます。

(事故発生時の対応)

第21条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに関係市町村や利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

2 サービスの提供にあたって事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

3 事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入します。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第22条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護・虐待等の防止に関する委員会を設置し、それに基づいて担当者を選定する。
- (2) 虐待を防止するための支援員等に対する研修の実施
- (3) 成年後見制度の利用支援
- (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (5) その他虐待等の防止のために必要な措置

(身体拘束等の禁止)

第23条 事業所はサービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図る為、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その

結果について、従業員に周知を図ります。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。

(3) 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的 to 実施します。

(職場におけるハラスメントの防止)

第24条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景として言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

(業務継続計画の策定等)

第25条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。

3 事業所は、定期的 to 業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他)

第26条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人博愛会と事業所の管理者との協議に基づいて定めます。

附 則

この規程は、平成27年1月22日から施行します。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行します。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行します。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行します。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行します。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行します。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行します。